



2024 年 1 月 4 日

「LT 会」会報第 24-1 号(総 255 号)

LT グループ

『外商投資法』移行措置期間終了(2024 年中)に関するご注意

『中華人民共和国外商投資法』が 2020 年 1 月 1 日から施行され、『中外合資経営企業法』、『外資企業法』及び『中外合作経営企業法』は同時に廃止された。『外商投資法実施条例』第 44 条の規定により、『外商投資法』が施行される以前に『中外合資経営企業法』、『外資企業法』および『中外合作経営企業法』(以下「旧外資三法」という)に基づき設立された外商投資企業については、『中華人民共和国外商投資法』施行後 5 年以内であれば『中外合資経営企業法』、『外資企業法』等の規定によりその組織形式、組織機構等を調整して変更登記を行うことができ、既存の企業の組織形式、組織機構等を継続して保留することができる。しかし、2024 年 12 月末をもってこの移行措置期間が終了するため、既存の外商投資企業が法により組織形式、組織機構等を調整しておらず、変更登記も行っていない場合、市場監督管理部門では新たな登記申請を処理せず、関連状況を公示することとなる。

これに関して、国家市場監督管理総局では 2019 年 12 月 31 日に『『外商投資法』の確実な実施と外商投資企業の登記登録業務に関する通知』(国市監注(2019) 247 号)を發布し、移行期間における外商投資企業の組織形式変更登記、組織機構変更(届出)登記等に関する諸事情を明確にしている。

一、「5 年間の移行期間」内に関連調整及び変更を行う必要性

『外商投資法』及び関連法規は現行の『会社法』¹、『パートナーシップ企業法』²に一致しない一部の組織形式、組織機構等の外商投資企業に対して「5 年間の移行期間」を与え、それらが『外商投資法』施行後の 5 年以内に変更登記を行うことを許可している。これは、『外商投資法』で確立された外商投資に対する参入前内国民待遇及びネガティブリスト管理の原則を実施するためである。また、既存の外商投資企業の実際の状況を考慮し、外商投資企業の安定経営のために利便的措置を提供するものである。外商投資企業の投資者は実際の状況に基づき、移行期間において関連する登記の変更を行うか否かについて決めなければならない。

『外商投資法実施条例』第 44 条の規定に基づき、2025 年 1 月 1 日より、法により組織形式・組織機構等を調整しておらず、かつ変更登記を行っていない既存の外商投資企業に対しては、市場監督管理部門はその申請したその他登記事項を処理せず、かつ関連状況を公示する。

「5 年間の移行期間」内に関連事項に対する調整及び変更登記を行わない場合は、移行期間終了後、企業は、法定代表者変更、住所変更、資本金変更、経営範囲変更等の登記を行えないこととなり、日常の経営に影響を与える可能性がある。さらに関連状況が市場監督管理部門に公示されることもある。

特に注意が必要なのは、移行期間内に企業協議、契約、定款中において『会社法』の規定と一致しない最高権力機構、法定代表者または董事の選出方式、議事議決メカニズム等の内容について調整を行い、かつ変更登記を行っていない場合、あるいは法人資格を有しない外商投資企業がパートナーシップ企業に変更していない場合において、当該企業の経営方策または法律的地位の合法性を保証することは困難となる。これにより企業の最高権力機構は董事変更、株式譲渡、登録資本金の増減等の重要な決議を正常に行うことができなくなり、企業経営に深刻な影響を与える恐れがある。これらに関連する法的紛争が生じた場合、中外投資者及び外商投資企業の法的権益は保障されることが困難になる。

¹ 『会社法』：最新の 2023 年版会社法は 2023 年 12 月 29 日に可決され、2024 年 7 月 1 日より施行。

² 『パートナーシップ企業法』：中国語名《合伙企业法》。パートナーシップ企業は法人格を有さないため、パートナーがパートナーシップ企業の債務に対して無限の連帯責任を負うことになる。

二、「5年間の移行期間」において登記変更の可能性が高い項目

原則として、既存の外商投資企業は、現行の『会社法』、『パートナーシップ企業法』及び関連の登録登記管理法律法規に従い、各企業はその協議書、契約書、定款の内容を条目ごとに整理し、関連法規の強制規定と一致しない所部分の調整を行い、相応する変更登記(届出)を行わなければならない。

『『外商投資法』の確実な実施と外商投資企業の登記登録業務に関する通知』に基づき、移行期間内で可能となる外商投資企業に関する登記業務は組織形式変更登記及び組織機構変更(届出)登記を含む。市場監督管理部門では外商投資企業のその他登記事項変更登記も受理すると同時に移行期間後の接続業務も適切に遂行する。具体的には以下のとおりである：

1、**組織形式変更登記**：2020年1月1日以前に『中外合作经营企业法实施细则』または『外资企业法实施细则』により設立した法人格を有さない外商投資企業は、『外商投資法』施行後5年以内であればパートナーシップ企業への組織変更を申請でき、かつ『パートナーシップ企業法』、『パートナーシップ企業登記管理条例』等の法律法規が規定する設立条件に則り登記機関に変更登記を申請し、関連資料を提出しなければならない。所属企業が組織形式を変更した後は、分支機構は遅滞なく変更登記を申請しなければならない。

2、**組織機構変更(届出)登記**：2020年1月1日前に設立された外商投資企業は、『外商投資法』施行後5年以内において**最高権力機構、法定代表人または董事の選出方法、議事議決メカニズム**等のなかから『会社法』の強制規定に合致しない事項を調整する場合、**会社定款を改訂し**、登記機関に変更登記、定款届出または董事届出等の手続を申請しなければならない。

3、その他登記事項変更登記：2020年1月1日以前に法により設立された外商投資企業が、『外商投資法』施行後5年以内に組織形式、組織機構の調整を申請するなかで、調整前の組織形式、組織機構及び議事表決メカニズムに基づき変更(届出)或いは抹消登記を申請する場合、登記機関はこれを受理しなければならない。

4、移行期間後の接続業務：2020年1月1日以前に法に基づいて設立した中外合弁经营企业、中外合作经营企业の組織形式、組織機構などが法に基づいて調整した後、契約の有効期限内に株主変更登記を申請する場合で、全体株主があらためて合意した場合を除き、契約上の条件をもって持分譲渡を行おうとする場合、登記機関はこれを受理しなければならない。しかし、2025年1月1日からは、外商投資企業の組織形式や組織機構等が『会社法』、『パートナーシップ企業法』の強制規定に合致せず、かつ法に基づいて変更登記、定款届出または董事届出を申請していない場合、登記機関は当該企業のその他登記事項の変更登記または届出等の申請を受理せず、関連状況を公示する。

2024年は『外商投資法』施行後の「5年間の移行期間」の最終年である。そのため、『会社法』、『パートナーシップ企業法』等の法律に基づいて組織形式や組織機構を調整していない企業におかれは、企業経営の将来にマイナスの影響をもたらすことのないよう、適宜変更を行われることを提案する。

更に、中国「会社法」は2023年12月29日に可決されており、2023年版新「会社法」に関する理解も急務である。当変更ポイントについてはLTより追ってご案内する予定である。

以 上

備考：上記の内容は上海市外商投資協会の2023年12月20日の研修資料に基づいて改編し、抜粋したものであり、参考資料としてLTの会員様にのみ提供する。